

特定非営利法人
チャレンジ夢クラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チャレンジ夢クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県柏崎市西山町浜忠 150-2 西山総合体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、柏崎市及び、周辺地域におけるスポーツと文化の振興、充実を通し、地域住民の健康づくりと青少年の健全育成を図り、地域活性化と新しい地域力の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利法人活動に関わる事業
 - ①各種スポーツと文化活動の普及と会員拡大に関する事業
 - ②会員及び市民の健康保持増進に関する事業
 - ③各種スポーツと文化活動を通して青少年の心身の育成に関する事業
 - ④各種スポーツ大会、イベント、文化教室等の開催に関する事業
 - ⑤指導者、支援者の育成確保と資質の向上に関する事業

- ⑥生涯学習、生涯スポーツの普及及び振興を図る活動
- ⑦体育施設等の利用運営・管理に関する事業
- ⑧その他、クラブ目的達成のために必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会において議決権を有するもの。
- (2) 子ども会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人、団体で総会における議決権を有しないもの。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込者により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人に、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 法令、またはこの法人の定款等に、違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、またこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上35人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、また当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は理事会を構成し、法人の展開する事業の運営にあたる。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために、必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人に財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数が 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局、職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、マネジャー（事務局長）及び必要な職員を置く。

2. マネジャーは（事務局長）は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問等)

第 21 条 この法人には、必要に応じて顧問並びにオブザーバーを置くことができる。顧問並びにオブザーバーは必要とする重要な会務の諮問に応ずるものとする。

2. この法人には、会員の健康管理及び指導のためにスポーツドクターを置くことができる。
3. 前項の顧問、オブザーバー、スポーツドクターについては、理事長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 解散に関する事項
- (3) 合併に関する事項
- (4) 役員の選任、解任及び報酬に関する事項
- (5) 入会金及び会費の額に関する事項
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金除く。第51条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項に関する事項

(開催)

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第26条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会招集をするときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面にて、総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会を招集した理事長が務める。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって、総会が成立するものとする。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

但し、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2. 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等とする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があつたとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案した者の氏名または名称
 - (3) 総会の議決があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算並びに、その変更に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等とする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面による表決者にあってはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動予算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、また権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏

- (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により、解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散を決定する総会において議決されたものに譲渡する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高橋保

副理事長 大谷眞、山崎悦子、佐々木誠一

理事 黒坂鉄夫、佐藤光彦、山本睦子、池田一春、金子明子、山岸弘久、大谷仁、石橋ミネ子、徳永キミ子、阿部修、戸川茂、今井まり子、徳永久行、神林馨、

池田健児、荒城総一郎、山崎十五郎、廣川浩一、田村綾子、新保正博、野中久野、
光村利寛、佐藤喜稻治、光村修治

監事 田中信也、仲野照也

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会に定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0 円

(2) 会費

種別		4月1日～9月30日	10月1日～翌年3月31日
子ども会員	4歳～中学生	1,000円	600円
正会員	16歳～64歳	2,500円	1,500円
	65歳以上	2,000円	1,200円
賛助会員	個人	1口 1,000円以上	1口 1,000円以上
	企業団体	1口 5,000円以上	1口 5,000円以上
※団体会員	5名以上	年会費 5%割引	
	10名以上	年会費 25%割引	
	30名以上	年会費 30%割引	

※団体加入については割引を適用する。

附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。